

文京区補助金等チェックシート（実績検証用）

所属 福祉部障害福祉課障害者施設  
 問合せ先 03 - 5803 - 1285

3年度調査

1 補助金の名称等

補助金の名称	文京総合福祉センター内障害者支援施設運営補助金							
根拠規定等	文京総合福祉センター内障害者支援施設運営補助金交付要綱							
創設年月	平成	27	年	4	月	経過年数 〔自動計算〕	6年	終了予定年月
見直し年月			年		月	経過年数 〔自動計算〕		
見直しの内容								
予算科目	款	項		目		大事業	中事業	計画事業番号
	5民生費	3心身障害者福祉費		1心身障害者福祉事業費		37 総合福祉センター内障害者支援施設補助	1 運営補助	
補助金の種別	<input type="checkbox"/> 奨励的補助 <input checked="" type="checkbox"/> 施設運営補助 <input type="checkbox"/> 扶助的補助 <input type="checkbox"/> 投資的補助 <input type="checkbox"/> 利子補給							

2 補助金の概要

補助目的	文京総合福祉センター内障害者支援施設を運営する社会福祉法人に対して、当該施設の運営経費の一部を補助することにより、施設の安定的な運営を図る。					
補助事業等の内容	下記補助対象経費について、全部又は一部を補助し、法人の負担軽減を図る。					
補助対象経費の内容	①区と法人との間で締結した定期建物賃貸借契約に規定する貸付料 ②施設の運営に係る維持管理に要する経費（共益費） ③施設における建物・設備修繕費					
補助事業者等	<input type="checkbox"/> 区民 <input type="checkbox"/> 地域活動団体 <input type="checkbox"/> NPO（特定非営利活動団体） <input checked="" type="checkbox"/> 事業者 <input type="checkbox"/> その他 〔特定の相手方に補助している場合は具体的に記入〕 社会福祉法人武蔵野会					
補助金の算出	<input checked="" type="checkbox"/> 定率                 〔補助率 上記①は10/10、②③は1/2（③は補助限度額あり）〕 <input type="checkbox"/> 定額                 〔補助額〕					
	<input type="checkbox"/> 補助単価                 〔補助単価 単位〕 <input type="checkbox"/> その他 〔その他の場合は具体的に記入〕 〔定額又は補助単価の場合は金額設定の考え方を具体的に記入〕					
公募の状況	「文京総合福祉センター内障害者支援施設運営事業」として公募を実施					
実績報告書時における 用途の確認方法	<input checked="" type="checkbox"/> 領収書 <input type="checkbox"/> 契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 決算書 <input type="checkbox"/> 成果物 <input checked="" type="checkbox"/> その他                 〔支出内訳書〕					
補助・単独の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 区単独	負担割合	区	国	都	補助対象者
	<input type="checkbox"/> 補助（区上乗せ無し） <input type="checkbox"/> 補助（区上乗せ有り）	上乗せの内容・理由				

### 3 交付実績

(件、千円)

項目	30年度(決算)	元年度(決算)	2年度(決算)	3年度(予算)
交付(見込み)件数	1	1	1	1
決算(予算)額	28,413	29,930	29,278	31,051
国庫支出金	0	0	0	0
都支出金	0	0	0	0
その他	21,053	21,053	21,477	22,071
一般財源	7,360	8,877	7,801	8,980
交付実績の特記事項				

### 4 補助金の交付の適否に関する基準 [○:適合、△:適合しているが課題あり、×:不適合、-:非該当]

項目	内 容	判定	判定の理由(△、×の場合のみ記載)
必要性 (公益性)	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	○	
	基本構想、総合戦略、個別計画等の区の政策に適合しているか	○	
	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	○	
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	○	
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	-	
	交付先は適正な手続きによって決定されているか	○	
効率性 (有効性)	補助金の交付以外の代替策はないか	○	
	補助金の交付による効果が認められるか	○	
	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	○	
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	○	
適正性 (適格性) (妥当性) ※個人等の補助金については不要	法令等に抵触していないか	○	
	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか	○	
	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か	○	

### 5 効果、課題及び今後の方向性

効果	区が要求する事業内容及び区が規定する通常の建物貸付料を考慮し、補助金を交付することにより、施設の運営安定化を図っている。
課題	補助メニューのうち、建物貸付料相当額の補助、共益費の補助については、法人が区建物を借りている期間中に適用されるものであるため、法人の運営収支状況もよって必要な補助額を検討すべきである。
今後の方向性	事業所における運営収支状況を見極めながら、補助金の額について見直しを行う必要がある。